

保育所における委託費の運用(項目ごと)

アンダーライン H31.1.18改正箇所

	項 目 (事 象)	254号 通知	要件 区分	所轄庁への手続き	様式
1	人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	1(3)	1	事前協議	①
2	保育所施設・設備整備積立資産(土地取得は含まれない)を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充当する場合	1(4)	2	事前協議	①
3	人件費積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産(土地取得を含む)をそれぞれの積立目的以外に使用する場合など積立目的外に使用する場合	1(6)	3	社会福祉法人及び学校法人以外は事前協議(土地を含む場合は全法人で事前協議要)	②
4	保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩して使用する場合	1(6)	3	<u>社会福祉法人以外</u> <u>は事前協議 ※</u>	③
5	保育所拠点区分の前期末支払資金残高を取り崩して使用する額が事業活動収入計(予算額)の3%を超える場合(自然災害その他やむを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合を除く。)	3(1)	1	事前協議	④
6	保育所拠点区分の前期末支払資金残高を次の経費に充当する場合 ① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費 ② 同一の設置者が運営する社会福祉法第2条に定める第1種及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設整備等に要する経費 ③ 同一の設置者が運営する公益事業(子育て支援事業を除く)の運営、施設設備の整備等に要する経費	3(2)	3	<u>社会福祉法及び</u> <u>学校法人以外は</u> 事前協議 (土地を含む場合は全法人で事前協議要)	⑤
7	委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出(人件費、修繕費、備品等購入、保育所施設・設備整備)及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合	5(2) ④関係		年度終了後速やかに報告	⑥
8	委託費収入のうち処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として平成27年9月3日付府子発第254号通知別表2の経費に充当した場合	1(4)	2	年度終了後速やかに報告	⑦
9	委託費収入のうち処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として平成27年9月3日付府子発第254号通知別表3及び別表4の経費に充当した場合	1(5)	3	年度終了後速やかに報告(土地を含む場合は事前協議要)	⑦
10	委託費収入のうち当該会計年度における委託費の3ヶ月分(当該年度4月から3月までの12ヶ月分)当該年度4月から3月までの12ヶ月分の委託費額の1/4の額)を限度として平成27年9月3日付府子発第254号通知別表3及び別表5の経費に充当した場合	1(5)	3	年度終了後速やかに報告(土地を含む場合は事前協議要)	⑦